

「生活扶助基準改定に関する最高裁判決に伴う生活保護費の追加給付」 申出手順

申出書類の取得

申出が必要な方は以下のいずれかの方法で申出書類を取得してください。

- ①コールセンター（048-242-3530）または相談窓口（川口市役所第3庁舎2階）にて申出書類を請求
- ②申出書を川口市のHPからダウンロード

申出書類の作成

- ・ 申出書の6ページを参照し、戸籍謄本等の必要書類をご準備ください。
（注意）戸籍取得の手数料等は自己負担
- ・ 記入例を参考に申出書の必要事項を記入してください。

申出書類の提出

以下のいずれかの方法で申出書類を提出してください。

- ①コールセンターまたは相談窓口にて請求した場合は、同封の返信用封筒に必要書類及び記入済の申出書を入れて返送または相談窓口へ持参
- ②HPからダウンロードした場合は、必要書類及び記入済の申出書を封筒に入れ、以下の送付先あて送付（郵便代は自己負担）または相談窓口へ持参

送付先：〒332-8601 川口市青木2-1-1
川口市社会福祉事務所 生活福祉1・2課 追加支給担当 あて